

# 上野原カントリークラブご利用約款

## 第1条（本約款の適用）

上野原カントリークラブご利用約款（以下「本約款」といいます。）は、定型約款としてご利用者様が個々の規定を認識しているか否かにかかわらず、個々の規定の全てが当社とご利用者様との間に成立するゴルフ場利用契約の内容となり、メンバー・ゲストを問わず、全てのご利用者様に当然に適用されます。

安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、本約款を必ずお守りください。

## 第2条の1（自己責任の原則）

上野原カントリークラブ（以下「当ゴルフ場」といいます。）の施設内においては、ご利用者様の行動は、ご利用者様の判断にて行って頂き、その責任は全てご利用者様ご本人様に負って頂くことを原則とします。従いまして、当社に故意や重大な過失などの特別の事由がない限り安易な当社への責任転嫁は認められませんので、ご利用者様におかれましては、常に自らの行動に際して細心の注意を払ってください。

## 第2条の2（危険の引受）

当ゴルフ場施設の利用において、ご利用者様が被った損害については、当社に故意や重大な過失がない限り当社の責任を問うことができませんので、常に自らの行動に際して細心の注意を払ってください。

## 第2条の3（信義誠実の原則）

本約款に定めのない事項は、JGAのゴルフ規則及びゴルフプレーの精神にのっとり、信義誠実の原則に従って解決されるものとします。

## 第3条（利用契約の成立）

ご利用者様が、フロントにおいて所定のご来場者カードに署名（代書・偽名を含む。）をしていただきフロント担当者が当該カードを受領したことで当社とご利用者様（実際のご利用者様）との間に当ゴルフ場の利用契約が成立します。

## 第4条（当ゴルフ場の利用のお断り）

当社は、次の場合に当ゴルフ場の利用をお断りいたします。なお、ビジターは、当社に対して、当社に対して当社が利用を断った理由の開示を求めるこはできません。

- ①満員でスタート時間に余裕がないとき。
- ②ゲストについては、会員の同伴または紹介等がないとき。ただし、当社の任意の判断でお断りしない場合もあります。
- ③天災地変その他、やむを得ない事情により当ゴルフ場をクローズするとき。
- ④偽名または他人名義で申し込みが行われた場合。
- ⑤ご利用者様が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為（暴力行為又は威嚇行為等）をなす恐れがあると認められるとき。
- ⑥ご利用者様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます）及びその関係者と認められる者
- ⑦ご利用者様が刺青をしている場合。
- ⑧その他の理由により、ご利用者様において当ゴルフ場を利用されることが好ましくないと当社が判断する事由があるとき。
- ⑨その他、本約款に違反したとき。

## 第5条（利用の中止）

当社は、次の場合には、ご利用者様の当ゴルフ場の利用を中止させることができるものとします。

- ①天災地変、気象の異常、その他やむを得ない事情により当ゴルフ場をクローズするとき。
- ②本ゴルフ場にとって好ましくない行為があったと当社が判断したとき。
- ③技術が著しく未熟であって、他人のご利用者様のプレーに迷惑をかける恐れがあると当社が判断したとき。
- ④ルール・マナー及び当社の警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- ⑤公の秩序もしくは善良な風俗、エチケット・マナーに著しく反する行為があったと当社が判断したとき。
- ⑥暴力団等反社会的勢力及びその関係者と判明したとき。
- ⑦その他、本約款に違反したとき。

## 第6条（休場日、開場時間）

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、所定の規定によります。ただし、当社は、臨時的に変更することができるものとします。

## 第7条（乗用カートについて）

当ゴルフ場では、乗用カートを利用してあります。ご利用に際しては、以下の各項を遵守していただきます。

1. キャディ付き・セルフプレー共通
  - ①乗用カートを利用するプレーは、走行前・走行中及び乗降時の安全にご注意ください。
  - ②乗用カート走行中は、振るい落とされないよう正しい姿勢で着座し、カートの取っ手を持持してください。
  - ③乗用カート走行中における乗車・下車は禁止します。乗下車は、乗用カートが静止した状態で行ってください。
  - ④乗用カートから身体の一部・衣服・道具（ゴルフクラブ等）がはみ出さないようご注意ください。
  - ⑤乗用カートの前は絶対に歩かないでください。追突防止装置は、人には作動しません。
  - ⑥フェアウェイ内は乗り入れ禁止となっております。
2. キャディ付きプレーの場合
  - ①乗用カートはキャディが操作しますので、走行制御関連の装置に手を触れないでください。
3. セルフプレーの場合
  - ①乗用カートを操作する場合は、同伴者の着座・乗車姿勢に注意を払い、安全且つ確実な運転に努めてください。
  - ②リモコンで遠隔操作をする場合は、同伴者の所在に注意して、慎重に操作を行ってください。
  - ③リモコンボタン、発進／停止ボタン以外の装置には、手を触れないでください。
  - ④斜面その他不安定な場所、または打球が当たる恐れがある場所には停車しないでください。
  - ⑤リモコンのコース外への持出しあしないでください。
  - ⑥飲酒した場合には乗用車の運転は差し控えてください。
  - ⑦同乗者は飲酒者の運転を制止してください。

## 第8条（プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの遵守）

ゴルフは、時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の責任でプレーしていただきます。自己又は他人に危険を生じさせないように最大限安全確保に努めてください。万一の事故について特段の事情がない限り当社は責任を負いかねます（次条～15条においても同じ）。

## 第9条（ティーグランドにおける素振り）

クラブの素振りは、ティーマーク内の打席または特に指定された場所以外では行わないでください。プレーヤーは、みだりにティーグランドに立ち入らないでください。

## 第10条（飛距離の確認）

先行組に対しては、後続組の打者は、キャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないように打球してください。

## 第11条（打者の前方に出ないこと）

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同志の打球によって生じた事故については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は特段の事情がない限り一切の責任を負いません。

## 第12条（隣接ホールへの打込み）

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球してください。万一、隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

## 第13条（安全な場所への退避）

後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。なお、後続組の打球により事故が生じても、当ゴルフ場は特段の事情がない限り一切の責任を負いません。

## 第14条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

#### 第15条（雷等が発生した場合）

雷・ゲリラ雷雨・地震等の天災地変が発生し危険な場合は、自らの判断で直ちにプレーを中止し、速やかに退避所など安全と思われる場所に退避してください。

#### 第16条（喫煙上のお願い）

コース内やクラブハウス内の喫煙は、灰皿の設置してある場所以外はご遠慮ください。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは、必ずよく消して灰皿にお入れください。

#### 第17条（プレー終了後のクラブ確認）

ご利用者様は、プレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いないかを慎重に確認し、所定の用紙にサインしてください。クラブ等をお渡しした後のクラブ等の不足、瑕疵については、当ゴルフ場は責任を負いませんので、ゴルフ場退場の際ご確認ください。

#### 第18条（金銭その他貴重品）

金銭その他貴重品につきましては、貴重品ロッカー（フリーボックス）をご利用ください。ロッカー、浴室、コース等で盗難や紛失等の事故があつても、当ゴルフ場は、一切の責任を負いません。なお、ロッカー鍵を紛失された場合は、実費相当額を申し受けます。貴重品ロッカー（フリーボックス）には高価品を収納しないでください。

#### 第19条（携帯品、自動車について）

携帯品の紛失、盗難、駐車中の車に関する事故につきましては、当ゴルフ場は、一切の責任を負いません。

#### 第20条（宅配便の取扱い）

宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズケース等のお取り次ぎはいたしますが、お取り次ぎ中の品物につきましての紛失、損害等一切の責任は負いません。

2. 台風・豪雨・降雪・地震・火山噴火などの不可抗力の事態によってゴルフ場がクローズとなった場合、キャディバッグなどの送料につきましては、お客様自身のご負担となります。

#### 第21条（施設内への持込品）

施設内へ、下記のものを持込むことを禁止いたします。

- ①動物・鳥類（ペット類他）。
- ②銃砲刀剣類。
- ③著しく悪臭を発生するもの。
- ④火薬および揮発油等、爆発、発火あるいは引火しやすいもの。
- ⑤著しく高価な貴金属、高額現金など。
- ⑥騒音を発するもの。
- ⑦他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与えるもの。

#### 第22条（行為の禁止）

施設内で下記の行為は禁止します。

- ①賭博その他風紀をみだす行為。
- ②物品販売、宣伝広告等の行為。
- ③他人に迷惑を及ぼしまたは不快感を与える行為。
- ④アンダーシャツ・スリッパ等で歩行し、他人に不快感を与える行為。
- ⑤ご利用者様以外（含むギャラリー）のコース内への立ち入り（許可した場合を除く）。
- ⑥なお、許可した場合であつても、ご利用者様以外（含むギャラリー）が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は、一切損害賠償等の責任を負いません。
- ⑦無許可にて写真撮影、録音等の行為。
- ⑧施設の器具・備品を持出す行為。
- ⑨浴室の利用における次の行為。
  - (ア) 刺青者の浴室への入場。
  - (イ) 浴槽内（湯船）での剃顔、タオルの持込等清潔を妨げる行為。
- ⑩メタル（金属、セラミックを含む）スパイクシューズでのプレーを禁止させていただきます。ノンメタルスパイクシューズ（スパイクレスシューズを含む）をご利用ください。

#### 第23条（違背の場合の責任）

ご利用者様が、この約款に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合、または自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当社は一切の損害賠償等の責任を負いません。ただし当社の責めに帰すべき事由がある場合（故意又は重大な過失があった場合を除く。）は当社が当該事故について受領する保険金の範囲内において賠償に応じる場合があります。第三者の損害等の賠償には誠意をもって対応ください。

#### 第24条（施設に損害を与えた場合）

ご利用者様の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合（リモコンの紛失・損壊、乗用カートの損壊など）は、その損害を賠償していただきます。当社の保険を利用することはいたしません。

#### 第25条（ゲストの債務の保証）

会員が同伴または紹介したご利用者様（ゲスト）が、会社に対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務、およびゴルフ場に与えた損害金の支払債務については、会員は債務の履行について、ご利用者様と連帯して保証していただきます。

#### 第26条（個人情報に関して）

当ゴルフ場は、署名簿（カード）に記載されたお客様の個人情報は、個人情報保護法及び当ゴルフ場の「株式会社上野原カントリークラブ個人情報保護方針」に基づき、安全に管理いたします。また、お客様の個人情報は、各種ご案内、その他業務上必要なお問い合わせの為の書面等をご送付する為に利用させていただきます他、山梨県警察本部及び山梨県ゴルフ場防犯協議会暴力団排除宣言決議に基づき、所轄警察署への身分照会に利用させていただく場合があります。

#### 第27条（その他）

- 次の事項についてご協力下さい。
1. スタートの30分前までにご来場ください。
  2. 当日、支払等に必要以外の多額の金銭や貴重品は、極力持参されないようお願いいたします。
  3. 大型ゴルフバッグをご使用の場合カート積載の都合上、小型バッグに入れ替えさせていただくことがありますのでご了承願います。
  4. プレーはハーフラウンド2時間以内でラウンドされるようお願いいたします。
  5. プレー中の喫煙はお断りいたします。喫煙は、灰皿の設置してある場所でお願いいたします。
  6. 円滑なプレー、危険防止を目的として、ローカルルールを設定しておりますので、ご了承願います。
  7. プレーは4人1組を原則とし、2人または3人の場合は、他に2名または1名が加わることを、ご了承願います。
  8. 未成年者のプレーは、中学生以上とし、未成年者1名につき1名以上の保護者の同伴プレーが必要となります。尚、未成年者の全ての行動・行為は、保護者の責任とし本利用約款が保護者に適用されますので、ご了承願います。
  9. 当社からご利用者様への連絡は、ご来場者カード記載の住所地へ行うものとし万一郵便物が不送達の場合でも通常送達すべき時に送達したものとみなします。
  10. 当社は、自然環境・経済環境・経営環境・法令・ゴルフ慣行の変化その他の事由に基づき、その任意の判断によって、適宜本約款を相当な範囲で変更できるものとし、変更の効力発生日の1週間前までの当社のホームページに掲載する方法で変更を周知するものとします。

#### （付 則）

本約款は平成12年5月1日より施行する。

本約款は平成18年4月1日より改定施行する。

本約款は平成25年12月1日より改定施行する。

本約款は平成31年3月14日より改定施行する。

本約款は令和3年3月12日より改定施行する。